

公益社団法人昭和法人会 会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人昭和法人会（以下「本会」という。）の定款第 7 条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものである。

(会費)

第 2 条 本会の会費年額は「別表 会費区分表」のとおりとする。

2 前項の別表で定める資本金額（出資金額）は、毎年 4 月 1 日による。

3 事業年度の中で入会した場合の初年度の会費年額は無料とする。ただし、再入会の場合は別表に定めた金額の月割計算とし、加入月の翌月から計算する。

4 第 1 項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の用途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上を公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第 4 条 会費の納入は年 1 回とし、請求後 3 ヶ月以内に納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費年額を自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関を利用して振込み

(2) 集金

(会費の滞納)

第 5 条 会員が定款第 10 条第 1 号に該当すると判断した場合、1 ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に定める公益認定を受けた日から施行する。

別 表

「会費区分表」

1 正会員は、資本金額等により次のとおりとする。

(1)	資本金額（出資金額）	100万円以下	年額	4,000円
(2)	同上	500万円以下	年額	6,000円
(3)	同上	1,000万円以下	年額	11,000円
(4)	同上	3,000万円以下	年額	15,000円
(5)	同上	5,000万円以下	年額	18,000円
(6)	同上	1億円以下	年額	24,000円
(7)	同上	10億円以下	年額	50,000円
(8)	同上	30億円以下	年額	80,000円
(9)	同上	50億円以下	年額	110,000円
(10)	同上	50億円超	年額	150,000円
(11)	親会社と代表者が同じで同一地番にある 子会社		年額	4,000円
(12)	公益法人等人格のない社団等		年額	4,000円

2 賛助会員は、一律年額 3,000円とする。